出演に関する重要事項

■オーディション参加（及び会場使用）に関する重要事項

次に挙げる事項に同意の上、オーディションにご参加ください。

甲：BMS 東京事務局 及び 美 toBE 編集部　　乙：下記に記載

第一条
本契約が、甲、乙いずれかの一方的理由により履行されない時は、その相手方は直ちに本契約を解除し、不履行者に違約金として契約料に相当する金額を支払うものとする。

第二条
本契約の履行が不可抗力（天災、交通事故、ストライキ）や出演者の疾病（但し、医院の診断書が必要）等によりやむを得ず実行不可能となった場合は、甲、乙、協議のうえ契約を更新、又は中止とすることができる。此の場合は双方とも、その相手方に対し賠償の責任をもたないものとする。

第三条
ステージ制作物に対するラジオ・テレビ放映、録画、録音等の著作権・著作隣接権の一切は主催者に帰属し、そのため出演者に対しての許諾は必要としない。また、イベント広報・ブランドＰＲ・スポンサーのプロモーションを目的に行う演奏中・出演中の写真撮影、録画録音及び使用については同意する。

第四条
出演枠決定後の自己都合によるキャンセルの場合、乙は甲に契約金相当額（ノルマ分）及びキャンセル事務手数料￥5,000 を支払うものとする。

第五条
本誓約書に記載の事項以外で問題が生じた場合、甲、乙、協議のうえ事前に誠意を持って当たるものとする。

第六条
甲が乙に対して出演料及び経費等の該当金の支払いが出来なかった時は、甲は月 1%の延滞利息を乙に支払うものとする。

第七条
出演者の違法行為(薬物等)において、契約履行できなくなった場合、乙は甲に損害賠償及び￥50,000 を支払うものとする。また、甲の判断で違法行為が認められる場合、本契約を解除できるものとする。

第八条
乙による機材・器物の破損・他の者への妨害行為・運営を妨げる行為を行った場合、出演のとりやめ及び損害賠償請求を行うものとする。

上記重要事項を承諾の上オーディションにご参加ください。

BMS 東京事務局・美 toBE 編集部